

開庁時間の変更



行政改革推進委員会資料：情報経営課
令和8年1月27日（火）

- 令和6年12月5日 職員Aから提案書が提出される
- 令和7年1月20日 職員Bから提案書が提出される
- 1月21日 行政改革推進会議に報告
- 1月31日 行政改革推進委員会に報告
- 2月12日 庁内調査（窓口対応時間）
- 4月25日 第1回ワーキンググループ会議を開催
- 5月 7日 きさらづみなトークで意見募集（5月31日まで）
- 5月21日 庁内調査（就業前後の作業や休日開庁等）
- 7月 9日 第2回ワーキンググループ会議を開催（書面開催）
- 7月10日 行政改革推進委員会で意見聴取
- 8月20日 庁内調査（変更案への意見や影響等）
- 8月22日 LoGoフォームで意見募集（9月5日まで）
- 12月12日 行政改革推進会議で一次審査（採択）
- 令和8年1月15日 総合政策会議で二次審査（採択）

(予定) 令和8年3月議会 総務常任委員会協議会に報告（9月から開庁時間を変更）

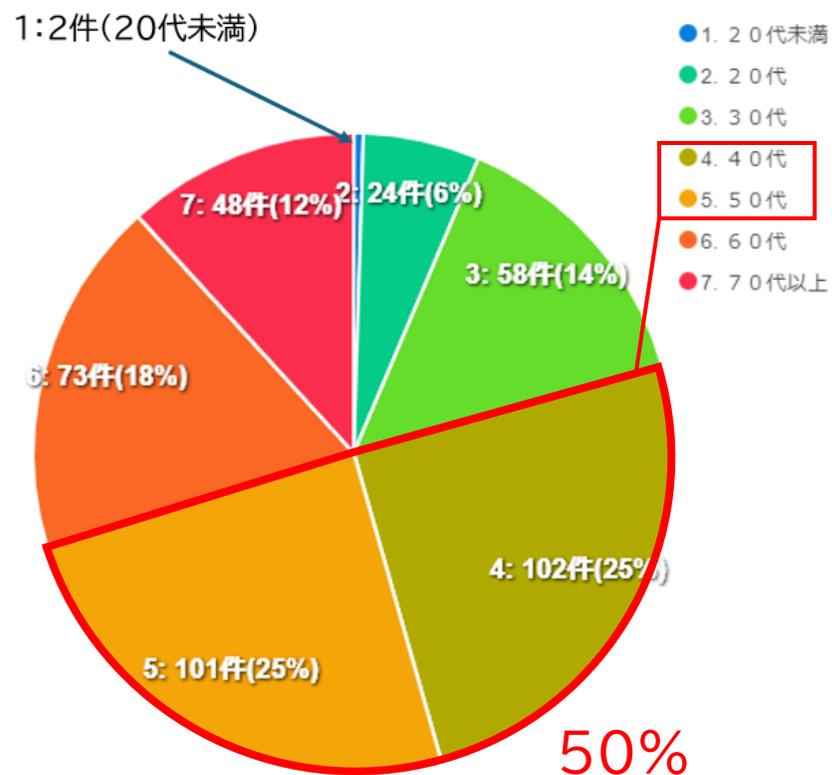
(1) LoGoフォームアンケート結果

■実施期間:8月22日(金)~9月5日(金)

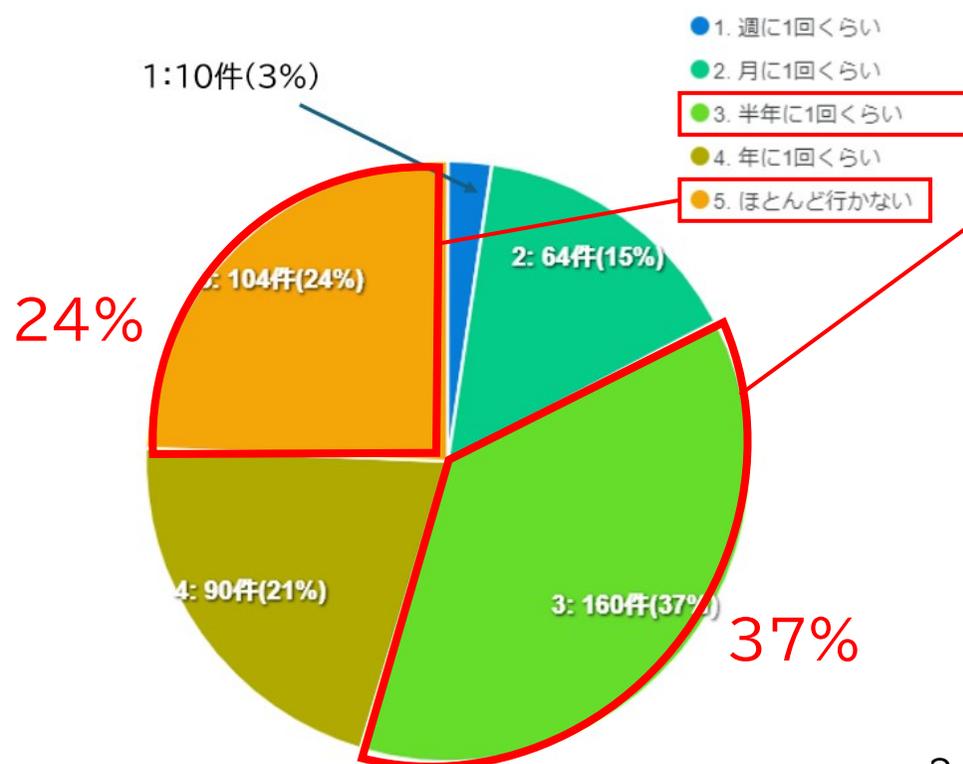
■周知方法:市公式HP、X、LINE、Facebook、庁内への掲示

■総回答数:428件

①回答者の年齢



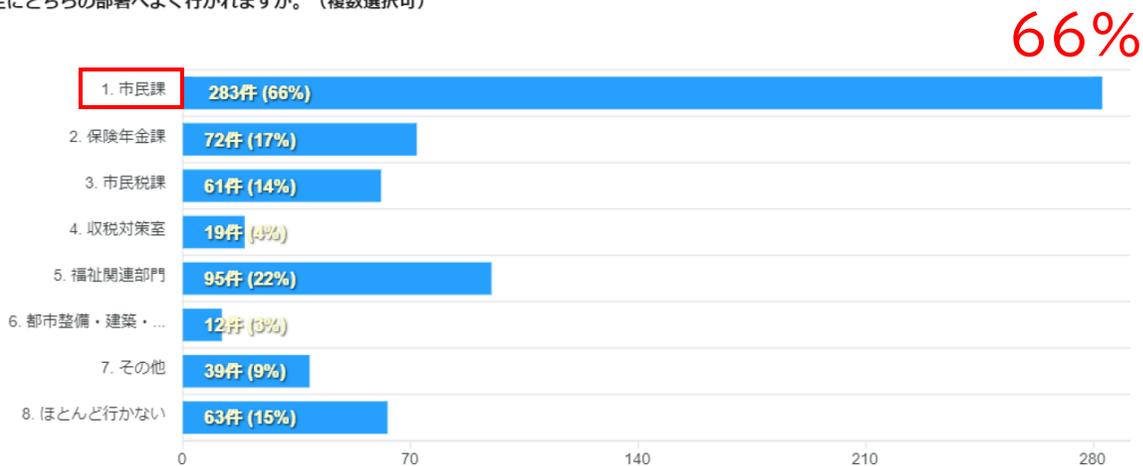
②市役所に来る頻度



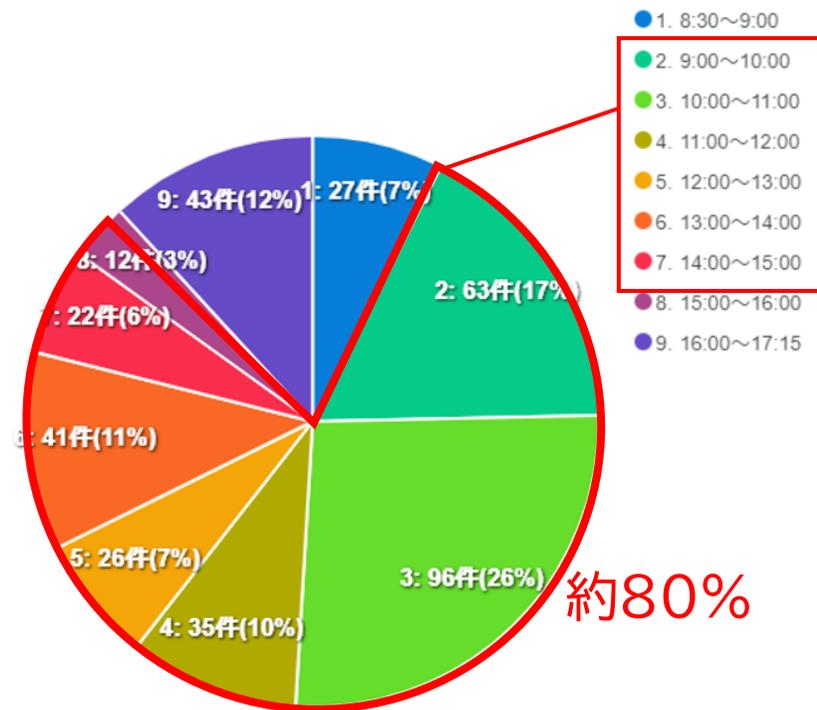
(1) LoGoフォームアンケート結果

③よく行く部署

主にどちらの部署へよく行かれますか。(複数選択可)



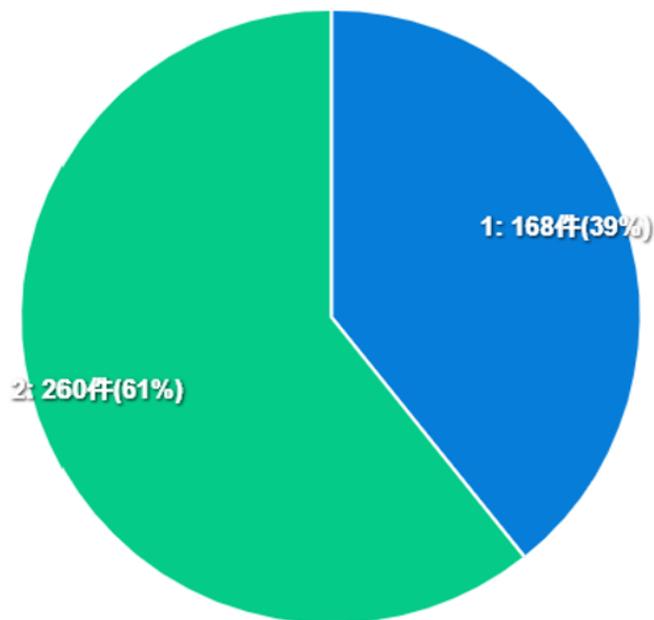
④市役所を利用する時間帯



(1) LoGoフォームアンケート結果

⑤ オンライン手続の利用経験

- 1. ある
- 2. ない



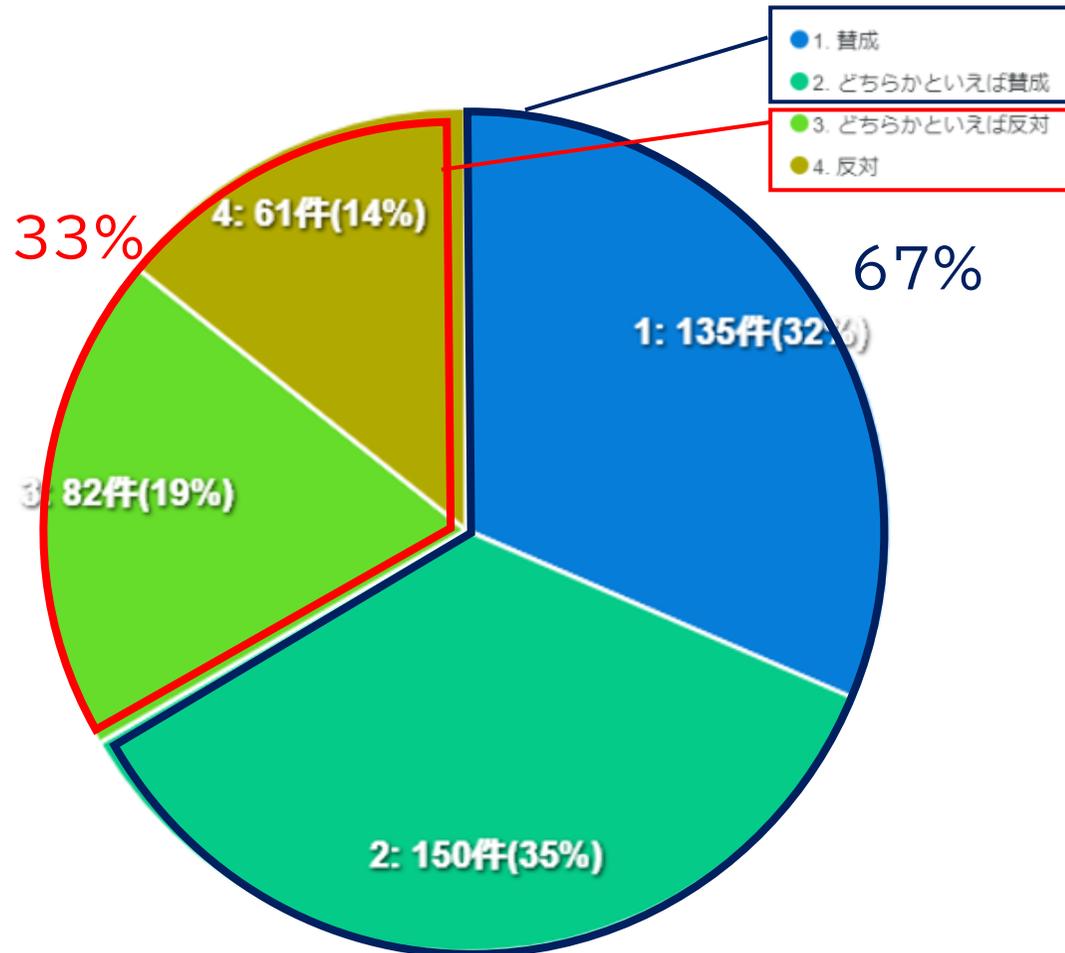
⑥ オンライン手続の感想

簡単、便利などプラス意見
140件程度(約87%)

操作の不安、使いづらさなどマイナス意見
20件程度

⑦ 開庁時間の変更について

- 1. 賛成
- 2. どちらかといえば賛成
- 3. どちらかといえば反対
- 4. 反対



(2) 市民課発券機データ

令和6年度件数

種類 \ 時間帯	< 09:00	< 10:00	< 11:00	< 12:00	< 13:00	< 14:00	< 15:00	< 16:00	< 17:00	< 17:15	計
証明書	1,829	5,141	6,357	5,934	4,876	5,409	5,812	5,285	4,164	457	45,264
住所変更	700	1,514	1,685	1,641	1,377	1,538	1,526	1,224	901	87	12,193
戸籍届出	279	653	720	704	536	648	615	516	345	30	5,046
マイナンバー	1,395	4,486	5,272	4,481	3,410	3,873	3,949	3,532	2,688	170	33,256
パスポート	0	895	735	705	689	771	820	844	424	0	5,883
計	4,203	12,689	14,769	13,465	10,888	12,239	12,722	11,401	8,522	744	101,642

※件数の多さに応じて、赤 ▶ 黄 ▶ 緑の順に表示しています。

種類	総件数	変更時間件数		割合
		8:30~9:00	16:30~17:15	
証明書	45,264	1,829	2,351	9.2%
住所変更	12,193	700	466	9.6%
戸籍届出	5,046	279	195	9.4%
マイナンバー	33,256	1,395	1,351	8.3%
パスポート	5,883	0	0	0.0%
総計	101,642	4,203	4,363	8.4%

来庁者の約8%程度

(3) 庁内の調査結果

No.	項目	質問	回答	
1	1 実施案	実施案（A～G案）のうち、望ましい案の上位3つをご回答ください。	1位 C案（9：00～16：30） 2位 B案（9：00～16：00） 3位 E案（9：00～16：45）	
2	2 開始時期	開庁時間を短縮する場合、開始を10月頃とすると、問題はありますか。	〔問題あり〕 3件 〔問題なし〕 15件	
3		開始が10月頃では問題がある場合、望ましい開始時期はいつですか。	12月、1月、4月など	
4	3 試行期間の設定	試行期間を設定するべきと考えますか。	〔設定すべき〕 14件 〔設定するべきでない〕 4件	
その他の調査項目		<ul style="list-style-type: none"> ・ 試行期間の対応、設定期間 ・ 対象とする庁舎、施設等 ・ 開庁前・閉庁後の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報 ・ 利便性向上策 ・ その他、課題等 	(略)

(1)変更の趣旨

・業務効率化・サービス品質向上のための検討時間の確保

業務時間中に部署内の全職員での打合せや申送り、懸念・課題事項の伝達などの時間を生み出すことができない状況を受け、窓口に追われない時間の中で職員間の情報共有の機会を創出し、業務効率化・サービス品質向上につなげていく。

・対面の手続きによらないサービス提供の推進

コンビニ交付サービスやオンライン申請、書かない窓口等の普及に一層注力し、対面手続きが必須のサービスとの分化を進め、窓口全体の待ち時間を削減する。

・適切な労務管理の実現

勤務時間と開庁時間が同一で準備・整理に要する時間が考慮されていないこと、また、閉庁間際の来客対応のために時間外勤務ありきの勤務が常態的に全庁的に発生している状況がある。

これらを改善し、より良い職員の労働環境を整備するとともに時間外勤務の削減を図る。

(2)変更の概要

①開庁時間（窓口受付時間）の変更 【変更前】8:30～17:15

※職員の勤務時間（8:30～17:15）は変更なし

開庁時間	来庁者への影響	変更の効果	わかりやすさ
9:00～16:00	- (13.3%)	+	+
9:00～16:30	△ (8.4%)	+	+
9:00～16:45	△ (6.4%)	△	-

来庁者への影響の数値は、市民課発券機（令和6年度）の実績から推計

開庁時間外であっても、緊急性や重要性の高い内容については、各課等の判断において所掌事務の遂行を妨げないこととする。

②実施時期

令和8年9月～

③対象

- ・駅前庁舎、朝日庁舎
- ・市民課出張所・連絡所
- ・クリーンセンター、下水処理場
- ・消防本部
- ・まなび支援センター

※図書館、地域交流センター、博物館、市民会館、体育施設など施設そのものの利用をサービスとしている機関等はサービス水準維持の観点から対象外とする。

ただし、別途、施設の状況により開館時間等を変更する場合がある。

(3)スケジュール

	2025年		2026年									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
主要イベント	★案とりまとめ		★改正案決定			★最終決定 ★規則制定			★開始			
会議			●行政改革推進会議	●行政改革推進委員会 ●総合政策会議								
議会関係				●正副議長レク	●常任委員会協議会 ●議員全員協議会							
意見照会・周知					パブコメ		●定例記者会見	周知期間				

参考)勤務時間と開庁時間が異なる県内団体

自治体	開庁時間	本格運用開始時期	短縮の対象窓口	備考
松戸市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市	8:30~17:00			
市川市	8:45~17:00			勤務時間を8:40~17:25にしている
船橋市	9:00~17:00			
山武市	8:45~17:00	令和7年7月1日	本庁舎、出張所、保健福祉センター	
館山市	9:00~16:30	令和7年7月1日	全庁舎、コミュニティセンター	全庁的に実施
佐倉市	9:00~16:30	令和7年8月1日	市民課、健康保険課、会計課、市民税課、資産税課、債権管理課、各出張所、保健センター	一部の窓口は令和6年12月2日から8:45~17:00で試験的に開始
南房総市	8:45~17:00	令和7年8月1日	全庁舎、行政センター、地域センター	
千葉県	9:00~16:00	令和7年10月1日	県税事務所、自動車税事務所	令和8年10月まで試行 変更前は9:00~17:00
四街道市	9:00~16:30	令和7年10月1日	本庁舎、企業庁舎、消防庁舎、保健センターなど8施設	
君津市	9:00~16:30	令和7年11月4日	本庁舎、保健福祉センターふれあい館	
千葉市	9:00~17:00	令和8年1月5日	本庁舎、区役所、保健福祉センター	変更前は8:30~17:30
鴨川市	8:45~16:30	令和8年1月5日	本庁舎、支所、出張所、ふれあいセンター	
八街市	8:45~16:30	令和8年1月5日	本庁舎、総合保健福祉センター	
我孫子市	9:00~16:30	令和8年1月5日	本庁舎、分館、東別館、各行政サービスセンター	
長生村	9:00~16:30	令和8年1月13日	本庁舎、総合福祉センター、保健センター	1年間試行
茂原市	9:00~16:30	令和8年1月19日	本庁舎、支所、下水道課	短縮は日曜開庁を含む
大網白里市	8:45~16:30	令和8年3月2日	本庁舎、分庁舎、保険センター、浄化センター、出張所	
市原市	9:00~16:30	令和8年5月7日	本庁舎、各支所、保健センターなど19施設	
袖ヶ浦市	9:00~16:30	令和8年6月1日	本庁舎、クリーンセンター、下水処理場、農業センター、消防本部など	

開始時期欄が空欄の自治体は、従前から実施。野田市及び富津市は、検討中。

(1)電話対応(開庁前・閉庁後、勤務時間内)

①代表電話

電話交換手が閉庁している旨を伝えたくて、担当課へつなぐ。

- ×守衛が対応し、緊急時のみ担当課へつなぐ
- ×交換手が対応し、緊急時のみ担当課へつなぐ

1 回線のみ。
緊急性の判断不能。

②直通固定電話

担当課で対応。(現状のとおり)

- ×守衛が対応し、緊急時のみ担当課へつなぐ
- 1 回線のみ。

※運用開始から1年後を目安に、必要に応じて見直し。

(2)出入口等

- ①**開扉、閉扉（朝日庁舎）** その他は、朝日庁舎に準じて各施設の状況により対応

庁舎出入口自動ドアを開庁時間に開扉、閉庁時間に閉扉

※入口に、開閉庁時間等を掲示。守衛室で戸籍届出受付を行う旨案内。

朝日新庁舎は、出入口自動ドアをタイマー管理。閉扉後は、入館不可、退館可。

南側窓にブラインド設置。

※緊急時には、守衛室前出入り口から入館。

- ②**受付カウンター**

ブラインドシャッター等は設置しない

(3) 評価

- ・**時間短縮によって生じた時間で取り組んだ内容**

庁内調査により内容把握 [例：新たに開始したオンライン申請手続き
新規事業提案 等]

- ・**時間外勤務実績**

時間外勤務時間を導入前後で比較

- ・**退勤時間の変化**

勤怠システムにより退勤時刻を導入前後で比較

(4)根拠

規則を新たに制定

○木更津市の開庁時間に関する規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めのある場合を除き、市の開庁時間に関し必要な事項を定めるものとする。

（開庁時間）

第2条 市の開庁時間は、木更津市の休日定める条例（平成元年条例第25号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前9時から午後4時30分までとする。

第3条 前条の規定は、開庁時間外に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

《参考》

○木更津市の休日定める条例（平成元年条例第25号）

（市の休日）

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則（市長以外の執行機関の定める規則を含む。以下同じ。）で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。